

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者（基礎研修） Q&A

NO.	分類	質問	回答
1	研修について	サービス管理責任者（以下、サビ管）、児童発達支援管理責任者（以下、児発管）の研修体制が2019年度から見直しされましたが、以前とどう変わりますか？	2019年3月末までは、今後就かれる事業所種別毎にサビ管【介護、地域生活（身体）、地域生活（知的・精神）、就労】、児発管それぞれの分野の受講が必要となっておりましたが、2019年4月以降はサビ管全分野及び児発管のカリキュラムを統一し、共通で実施する事になりました。また、2019年3月までは1度の受講で終了していましたが、『基礎研修』『実践研修』を受講することが必要となりました。その後も『更新研修』の受講が必要となっております。（別紙3参照）
2	研修について	基礎研修を受講すれば、サビ管、児発管として配置できますか？	サビ管、児発管として配置されるためには、①基礎研修修了と②相談支援従事者初任者研修講義部分(1～2日目)の両方受講が必須です。その後、実践研修受講開始日前5年間に通算2年以上の実務経験を経て、実践研修を修了するとサビ管・児発管としての配置が可能になります。（別紙2、3参照）ただし、既に施設・事業所等にサビ管・児発管が1名配置されている場合においては、①②修了後に2人目のサビ管・児発管としての配置が可能で、個別支援計画書原案の作成が可能です。※配置の際には、指定権者より実務経験の確認があります。
3	研修について	基礎研修受講時点でサービス管理責任者の実務経験を満たしていれば、翌年に実践研修が受講できますか？	出来ません。基礎研修時に実務経験を満たしていても、「基礎研修」「相談支援従事者初任者研修講義部分（1～2日目）」の両研修が終了してからの原則2年以上の実務経験が必要です。
4	研修について	今年度中に基礎研修を受けたいのですが、実務経験が2か月足りません。今後、基礎研修の予定はありますか？	通常、基礎研修、実践研修共に、年に2回の申込受付を行っています。福岡県のホームページや福岡県社会福祉士会のホームページを確認してください。
5	研修について	例えば2日間のうち欠席した日があった場合には、受講日を変更し受講することができますか？もしくは、翌年度、欠席した日を受講すれば修了できますか？	受講日を変更することは原則できません。ただし、新型コロナウイルス、インフルエンザの感染症に罹患したこと等により、予定していた受講日に受講できない場合はご相談ください。
6	研修について	受講当日に遅刻または早退した場合はどうなりますか？	15分以上の遅刻・早退や研修中の15分以上の離席は欠席とみなし、修了とみなされません。
7	従来のサビ管・児発管を受講されている方について	2019年3月までに、サビ管(または児発管)研修は修了していますが、相談支援従事者初任者研修を受講していません。研修体制が変更になりましたが、基礎研修から受講する必要がありますか？	基礎研修から受講する必要はありません。この場合は「サビ管・児発管の基礎研修のみ修了している状態」となります。そのため、2019年4月以降に相談支援従事者初任者研修の講義部分を受講し、修了後、2年以上の実務経験を経た後に実践研修を受講していただく必要があります。
8	従来のサビ管・児発管を受講されている方について	サビ管の分野がなくなるという事ですが、過去に1分野でも修了していれば、他の分野のサビ管、または児発管として配置が出来ますか？	2019年3月までに旧カリキュラムの研修を1分野でも修了したものは、2019年4月以降、サビ管・児発管としての実務経験を満たしていれば、配置可能です。しかし、2024年3月末までに更新研修を受講できない場合、実践研修を受講する必要があります。（別紙2参照）
9	従来のサビ管・児発管を受講されている方について	2019年3月までに、相談支援従事者初任者研修とサビ管・児発管研修を修了しています。研修体制が変更になりましたが、基礎研修から受講する必要がありますか？	基礎研修から受講する必要はありませんが、2023年度内（2024年3月末まで）に、更新研修を受講しなかった場合、実践研修を受講する必要があります。その後も、5年ごとに更新研修を受講する必要があります。（別紙2参照）

10	法人推薦書・実務経験証明書について	法人推薦書や実務経験証明書は写しで良いですか？	法人推薦書は原本を、実務経験証明書は写しをお送りください。（提出書類はお返しいたしかねます。）
11	実務経験・実務経験証明書について	サビ管、児発管の基礎研修を受講するのに必要な実務経験は？	特定の事業所等において一定年数以上の実務経験が必要となっています。詳しくは別紙1-1「サービス管理責任者の要件となる実務経験について」別紙1-2「児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験について」をご参照ください。
12	実務経験・実務経験証明書について	実務経験年数の数え方を教えてください。1年間のうち何日以上、何時間以上という基準がありますか？	1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることとされています。1日の時間数は決まっておりません。従って、3年以上⇒従事期間が通算で3年以上かつ従事日数540日以上、6年以上⇒従事期間が通算で6年以上かつ従事日数が1080日以上です。
13	実務経験・実務経験証明書について	実務日数のカウントの仕方について、夜勤の時（日付をまたぐとき）は二日としてカウントしていいですか？	夜勤は二日にまたがっていても一日として数えてください。
14	実務経験・実務経験証明書について	グループホーム（以下GH）は直接支援の②A障がい者支援施設に入りますか？	『障害者支援施設とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（のぞみの園及び第一項の主務省令で定める施設を除く。）をいう。（障害者総合支援法5条11号）』とあります。よって、GHは該当しません。GH（自立生活援助・共同生活援助）は、障がい者福祉サービスとして該当します。
15	実務経験・実務経験証明書について	実務経験に有給休暇、休業は含まれますか？	有給休暇、休業期間は実務経験の日数に含まれません。
16	実務経験・実務経験証明書について	社会福祉主事任用資格、児童指導員任用資格を取得する前の実務経験をカウントすることはできますか？	社会福祉主事任用資格者等は、資格取得以前の経験年数を含めることができますが、児童福祉事業への従事経験をもって児童指導員任用資格者となった場合は、資格を取得してから実務経験をカウントすることになります。（別紙1-1参照）
17	実務経験・実務経験証明書について	障がい福祉サービス事業所の管理者をしており、直接支援も行っていますが、実務経験に含まれますか？	管理職として管理業務を行っているだけでは経験年数には含まれません。管理職として管理業務を行いながら、生活支援員等の職員として兼務で配置されており、直接支援を行っている場合は実務経験に含まれます。※ただし、指定権者へ届出していることが条件となります。
18	実務経験・実務経験証明書について	歯科衛生士で、4年歯科で働いています。将来、サビ管として働きたいのですが、実務経験としてカウントされますか？	サビ管の場合、国家資格（別紙1-1参照）を取得されている方は、その資格を取得してから、その資格に基づいた当該資格にかかる業務に従事した期間が3年以上、かつ、別紙1-1の施設・事業所・病院等に従事し、相談支援業務と直接支援業務を通算して3年以上実務経験が必要です。歯科衛生士として、その業務に4年携わり（実務経験該当）、病院にて勤務（実務経験該当）された場合は実務経験を満たしております。ただし、業務内容が、相談支援業務、直接支援業務（別紙1-1参照）に該当しない場合は、実務経験を満たしません。こちらでは、ご自身がどのような業務をされているか判断しかねますので、実務経験証明書の発行元に確認をお取りください。また、サビ管と児発管で要する年数が違うため、児発管として働く場合は、国家資格（別紙1-2参照）による業務に5年以上、かつ別紙1-2の施設・事業所・病院等に従事し、相談支援業務と直接支援業務を通算した期間から、老人福祉施設等での勤務を除いた実務経験が3年以上必要なので、上記の例では実務経験を満たしていないためご注意ください。

19	実務経験・実務経験証明書について	以前勤めたサービス事業所が廃業しており、実務経験証明書が取得できません。どのようにしたらいいですか？	「実務先の名称・種別」「実務期間・日数」「職種」「具体的な職務内容」のすべてが確認できることが必須です。それらすべてを証明できるものを提出してください。
20	実務経験・実務経験証明書について	勤務先が何カ所もあり、合算して実務経験を満たすことができるのですが、その場合はどのようにしたらいいですか？	それぞれの勤務先に実務経験証明書を出していただく必要があります。実務経験証明書の作成に時間を要するところもございますので、お早めをお願いをされるといいと思います。
21	実務経験・実務経験証明書について	有料老人ホーム、サービス付高齢者住宅は実務経験に含まれますか？	サビ管、児発管の要件となる実務経験について、有料老人ホーム、サービス付高齢者住宅自体は、該当いたしません。有料老人ホーム、サービス付高齢者住宅が実務経験に該当する事業を実施し、その事業に従事している場合は、実務経験に含まれます。別紙1-1「サービス管理責任者の要件となる実務経験について」別紙1-2「児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験について」をご確認ください。
22	受講申し込みについて	研修の申込みの方法を教えてください。	福岡県社会福祉士のホームページの「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 基礎研修」の「お申し込み」のバナーをクリックしていただくと、申し込みについての参考資料があります。ご確認ください。
23	受講申し込みについて	WEB申込みの基本情報入力、送信後、メールに返信が届きません。	ご入力いただいたメールアドレスが間違っているか、迷惑メール設定されている可能性があります。ご自身のメール設定のご確認をお願いします。それでもメールが届かない場合は、福岡県社会福祉士会までご連絡ください。
24	受講申し込みについて	WEB申込み後、入力した内容（漢字、数字等）に間違いがある事に気付きました。どうしたらいいですか？	福岡県社会福祉士会ホームページ→「福岡県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 基礎研修」の「お申込み」をクリック→「申し込みキャンセル・変更フォーム」をクリック→フォームの画面で変更点を入力をしてください。
25	受講申し込みについて	資格証明書とはどのようなものがあてはまりますか？	別紙1-1、1-2にある②社会福祉主事任用資格、④有資格者に該当される方です。②は、社会福祉主事任用資格者、介護職員初任者研修（旧：訪問介護員2級以上）に相当する研修の修了者、保育士、児童指導任用資格者、精神障害者社会復帰指導員です。④は、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士です。資格証明証（登録証）の原本をアップロードし、原本をコピーしたものを郵送してください。
26	受講申し込みについて	資格証明書の名前が、旧姓で表記をされているのですが、いいですか？	資格証の名前と現在の名前が違う際には、氏名変更が確認できる書類を添付してください。 例）更新前の自動車免許証の両面（表面に旧姓、裏面に新姓）、マイナンバーカード（旧姓表記がある場合）、戸籍、住民票などです（すべてコピー可）
27	受講申し込みについて	WEB申込みの「同一事業所から複数人申し込む場合の優先順位」は事業所全体での順序ですか？	はい。法人内ではなく、同一事業所内の順序になります。
28	受講申し込みについて	退職し、所属の事業所がないのですが、個人で申し込みできますか？	はい、申し込みできます。WEB申込フォームの入力では、「現在勤務している事業所」の住所・電話等は無記入で結構ですが、「受講可否決定通知等発送先情報」を必ずご記入ください。また、「法人推薦(様式2)」に「受講者氏名」「法人推薦が得られない理由」をご記入の上、署名、押印をし、他の書類と一緒に郵送してください。

29	受講申し込みについて	受付は先着順ですか？	先着順ではありません。定員を超えて申し込みがあった場合には、申し込み締め切り後、選考により受講者を決定いたします。
30	受講申し込みについて	証明書類提出期限に間に合わない場合、メールまたはFAXしてもいいですか？	FAXやEメールでのお申し込みは、理由のいかんにかかわらず受け付けいたしません。必ず、郵送もしくは持ち込みにて、締切日17:00必着でお願いいたします。
31	受講申し込みについて	サービス管理責任者となるために基礎研修を受講しました。児童発達支援管理責任者になるためには再度基礎研修から受講する必要がありますか？	サービス管理責任者となるために基礎研修を受講した場合、実践研修もサービス管理責任者として受講してください。本人の実務経験によっては、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者のどちらでも配置される可能性があります。詳細は指定権者にお尋ねください。